

[仮訳]

2004年12月23日

プレス・リリース

IOSCOが「信用格付機関の基本行動規範」を公表

本日、IOSCO(証券監督者国際機構)は、「信用格付機関の基本行動規範」を公表する。本基本行動規範は、格付機関、発行体、投資家、学識経験者や金融機関が関与した広範な協議プロセスを経て、策定されたものである。本基本行動規範は、信用格付機関が自らの分析の独立性を保護し、利益相反を排除・管理し、また発行体と共有される一定の種類の情報機密性の保持を支えるために利用することができる、グローバルかつ取れんされた明確な仕組みを示すものである。IOSCOは、本基本行動規範が、世界中の信用格付機関及び市場参加者から全面的な支持を受け、また格付プロセスに対する投資家及び市場の信認をより強固なものにすることを期待している。

IOSCO専門委員会の議長のアンドリュー・シェン委員長は、次のように述べている。

「本基本行動規範の最も重要な目的は、格付プロセスの誠実性を守ることにより投資家保護を促進することである。IOSCOはすべての信用格付機関が本基本行動規範を完全に実効性のあるものにすることを期待する。我々がこの分野に多大な努力をささげてきたのは、投資家が投資決定の際に直面する信用リスクを評価することを助ける、信頼性のある正確な信用格付の重要性を認識しているからである。」

本基本行動規範は、信用格付機関がそのまま署名することを期待されるものというよりはむしろ、すべての信用格付機関が自らの行動規範に組み込み、完全に実効性のあるものとするのが期待される一連の規定である。

本基本行動規範を策定した作業部会の議長である米国証券取引委員会(SEC)のロエル・C・カンポス委員は、次のように述べている。

「我々は、このアプローチは、IOSCOがすべての信用格付機関が署名すべき普遍的な規範を策定する場合に比べ、より柔軟かつ効果的に実施することができると考えている。信用格付機関は、その規模、ビジネス・モデル、格付方法(メソロジー)並びに活動する国・地域の法制度及び市場の状況がかなり多様であることから、ある程度の柔軟性が正当化される。」

本基本行動規範の中核は、ディスクロージャーの仕組みである。IOSCOは、この仕組みが本基本行動規範の各規定の理念及び意図の遵守を促進すると考えている。本基本行動規範は、信用格付機関が、その各規定を自らの行動規範に組み込むのみならず、本基本行動規範の各規定がどのように取り扱われているかを説明するよう、義務づけている。

本基本行動規範のある規定が信用格付機関の行動規範に組み込まれていない場合、信用格付機関は、その事実を開示し、なぜ当該規定が組み込まれていないのか、その規定の目的は別の方法でどのように達成されているかを説明することが期待される。これにより、市場参加者は、各信用格付機関が本基本行動規範を十分に実施しているかを自ら判断することができ、またしかるべく対応することが可能となる。

アンドリュー・シェン議長は、信用格付機関に対して、本基本行動規範を完全に遵守するようとの十分な市場の圧力が存在するであろうと考えている。「遵守できない場合には、業界及び投資家はそのことに気付くことから、間違いなく、その信用格付機関に対して悪影響が生じる。我々は、大部分の信用格付機関が、市場において優位な立場を得るために、本基本行動規範の遵守の確保に積極的に取り組むものと考えている。」

本基本行動規範は、2004年10月に本基本行動規範の案が公表された後に行われた広範な公の協議プロセスを経て、公表されるものである。IOSCOは、世界中の格付機関、金融機関及び個人投資家を含む広範な市場参加者から、約40のコメントを受け取った。これらの意見は、本基本行動規範を修正する上で非常に有益であった。作業部会は、2004年12月初旬に、その検討を概説する声明を発表した。

<http://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS78.pdf>

信用格付プロセスの誠実性を維持することは、証券規制のみならず、銀行及び保険の規制にとっても等しく重要であることから、IOSCOは、本基本行動規範の策定に当たって、バーゼル銀行監督委員会及び保険監督者国際機構(IAIS)からの意見も求めた。

IOSCOは、2003年9月、本基本行動規範の策定に先立ち、「信用格付機関の活動に関する原則」を、信用格付機関の活動及びこれに関連して生じる規制上の課題について述べた「信用格付機関の活動に関する報告書」とともに公表した。IOSCOの原則は、格付プロセスの品質及び誠実性を維持するために、規制当局、信用格付機関及び他の市場参加者が達成を目指すべき、高い次元の目的を概説したものである。いくつかの規制当局及び信用格付機関から、信用格付機関が実際にどのように原則を実施することができるかについて、IOSCOがより詳細な指針を提示すれば有用であろうとの提案があり、これを踏まえて本基本行動規範は策定された。その結果とし

て策定された本基本行動規範は、信用格付機関が、その規模、ビジネス・モデル又は活動する国・地域の法制度及び市場の状況にかかわらず、IOSCOの「信用格付機関の行動に関する原則」を、効果的かつ徹底的に実施するための52の具体的な措置を含んでいる。

IOSCOとしては、将来の動向を踏まえて改訂が適切であるならば、本基本行動規範を再び取り上げるかもしれない。

【照会先】

IOSCO 事務局長 フィリップ・リチャード

電話: +34-91-417-5549 又は 650-37-8898

IOSCO 広報部長 アンドリュー・ラルコス

電話: +34-91-417-5549